【青葉区】会計年度任用職員（保育所保育スタッフ（こども誰でも通園制度）日額職）
令和８年度募集案内（令和９年１月１日採用）

１　応募資格

次のすべての要件を満たす方

(1) 地方公務員法第 16 条その他採用に関する欠格事由に該当しないこと。

(2) 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」という。）の施行の日から採用までの間において同法第２条第８項の特定性犯罪事実該当者でない方。また、採用後同法に基づきこども家庭庁に戸籍情報を提出することができる方

(3) （保育所保育士スタッフを希望する場合のみ）保育士の登録を受けていること、又は任用開始日までに登録される見込みであること

※神奈川県で実施される地域限定保育士試験合格による登録を含みます。

２　職種・職務内容

(1) 職種

①保育所保育士スタッフ　※保育士資格が必要です。

②保育所保育補助スタッフ

(2) 職務内容

①保育所保育士スタッフ

・市立保育所における保育業務

・その他 保育園運営に必要な業務

・その他、大規模災害発生時における災害対応業務（基本的に補助的な業務で勤務時間内のみ）

②保育所保育補助スタッフ

・市立保育所における保育補助業務

・その他保育園運営に必要な業務

・その他、大規模災害発生時における災害対応業務（基本的に補助的な業務で勤務時間内のみ）

３　勤務条件等

(1) 勤務条件

勤務日	週１日勤務　（水曜日） ※祝日、年末年始を除く
勤務時間	８時 30 分から 12 時 00 分まで（３時間 30 分勤務）
勤務場所	横浜市すすき野保育園 （横浜市青葉区すすき野 2-8-6）
給与	①保育所保育士スタッフ　時給 1,696 円 ②保育所保育補助スタッフ　時給 1,552 円 ※令和８年 10 月時点（任用期間中に報酬が変更となる可能性があります。 ※通勤費用（実費相当額）を別途支給
休暇	年次休暇等
社会保険	対象外　※兼任などの勤務状況によっては、加入対象となる場合があります。

※その他勤務条件等は、横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の関連規定に基づきます

(2) 身分

地方公務員法第 22 条の２に定める会計年度任用職員

(3) 任用期間

令和９年１月１日から令和９年３月 31 日まで

（上記の任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、公募によらず再度任用される可能性があります。（最大４回））

４　募集期間

令和８年 11 月６日（金）から 11 月 24 日（火）まで

５　募集人員

２名

※このうち、少なくとも１名は保育所保育士スタッフとして採用するものとします。

６　応募方法

次の必要書類を、青葉区こども家庭支援課またはすすき野保育園に提出してください。（郵送または持参）。提出していただいた書類は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。

※郵送提出の場合は、令和８年 11 月 24 日（火）必着

※持参の場合は、令和８年 11 月 24 日（火）までにお持ちください。

※青葉区役所は、平日開庁時間内（月曜日から金曜日、午前８時 45 分から午後５時まで（休日を除く））のみの受付になります。

※すすき野保育園は、平日及び土曜日の開園時間内（月曜日から金曜日は午前７時から午後７時まで、土曜日は午前 7 時 30 分から午後６時 30 分まで（休日を除く））のみの受付になります。

(1) 会計年度任用職員申込書兼履歴書（第１号様式）

(2) 誓約書

(3) 保育士証の写し

※保育所保育士スタッフを希望される方のみ

※任用開始日までに保育士登録見込みの方については、登録後に提出してください。

なお、選考に合格しても、保育士登録ができなかった場合には採用することができません。登録できなかったことが採用後に判明した場合には、採用を取り消します。）

(4) 返信用封筒（定型サイズの封筒に 110 円切手を貼付し、表面に申込者の郵便番号・住所・氏名をご記入ください）

７　選考方法等

(1) 選考方法

面接試験

(2) 日程について

令和８年 11 月 30 日（月）から 12 月２日（水）までのいずれかの日程で実施予定。

（面接日時については、別途お電話で連絡します。）

(3) 面接会場

指定する日時に横浜市すすき野保育園へお越しください。

８　合否決定及び採用・不採用通知

令和８年 12 月８日（火）以降に結果を郵送にて通知予定（合格内定者には別途電話で連絡します。）

９　健康診断の受診

採用内定者は、採用後に胸部レントゲン等の健康診断を実施予定です。

10　個人情報の取扱い

提出された書類及びそれに記載された個人情報は、今回の募集・採用の目的のみに使用し、当該書類の行政文書としての保存期間が満了した後、速やかに廃棄します。

ただし、採用された方の個人情報については、任用期間中も雇用管理の目的で使用するものとし、任用終了後は、同様に保存期間が満了した後、速やかに廃棄します。

11　その他

保育所保育士スタッフの任用にあたっては、児童福祉法第 18 条の 20 の４第３項の規定に基づき、合格から採用までの間に、特定登録取消者（児童生徒性暴力等を行ったことにより保育士の登録を取り消された者等）への該当の有無を確認のため、同条第１項のデータベースの検索を行います。検索の結果、特定登録取消者に該当することが判明した場合は採用されない場合があります。

12　特記事項

(1) 本業務へ従事するに当たっては、こども性暴力防止法に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

(2) 特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当該職の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。

(3) このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

(4) 犯罪事実確認の結果、特定性犯罪事実該当者と判明した場合は、合格・採用を取り消します。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」については誓約書記載の参照条文をご参照ください。

13　問合せ先

〒225-0024　横浜市青葉区市ケ尾町 31-４

横浜市青葉区こども家庭支援課こども家庭係（区役所２階 37 番窓口）

会計年度任用職員採用担当　電話：045-978-2459